

パートナーシップ制度等について

1 パートナーシップ制度とは

お互いに人生のパートナーとすることを誓い合ったお二人について、自治体はその誓約を受理したことを証する制度です。

また、自治体が発行した受領書類を提示することにより、行政や民間のサービスを、配偶者や生計同一者と同等に受けられることが期待されています。

パートナーシップ制度は、法律で定められた制度ではなく自治体が独自に設けているものです。そのため、その名称や制度の考え方などは一律ではありません。

(引用元：岩手県ホームページ)

※ファミリーシップ制度について（参考）

パートナーシップ制度により、パートナーとなったお二人のお互いの家族（子や親など）を「家族」として誓約し、自治体はその誓約を受理したことを証する制度です。

最近では、パートナーシップ制度と合わせて導入する自治体が増えています。

2 全国と岩手県内の自治体における制度の導入状況など

- (1) 全国都道府県及び各市区町村における導入状況 ⇒ **328 団体** / 1,772 団体（※R5. 6. 28 時点）
- (2) パートナーシップ制度の利用数 ⇒ **5,171 組**（※R5. 5. 31 時点）
- (3) 岩手県内の導入状況（※岩手県を含む） ⇒ **2 団体（盛岡、一関）** / 34 団体（※R5. 7 月時点）

※岩手県では、令和5年3月に「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」を策定しています。また、宮古市では今年度9月に、矢巾町では今年度10月に導入予定であることを公表しています。

(上記(1)(2)の出典：渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査)

3 大船渡市における制度導入に関する検討状況

令和4年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民アンケート調査」において、初めて性的少数者に係る実態調査を行い、“自分や家族、知人の問題としてある”と答えた人が一定数いることを把握しました。

そこで、「第5次大船渡市男女共同参画行動計画」（計画期間：令和5～9年度）において、初めてパートナーシップ制度の導入に係る検討を行うことを記載したところです。

＜第5次計画の内容＞

No.	事業（取組）名 【主管課】	内 容	年度別取組状況					実施主体
			令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
2	パートナーシップ制度の導入に係る検討 【男女共同参画室】	性的少数者に対する市民の理解促進を図りつつ、先進事例などを参考としたパートナーシップ制度の導入などに係る検討を行う。	(市民の理解促進)					市 関係機関
			(先進事例の情報収集・研究)					
			(制度内容や導入時期の具体的検討など)					